

平成26年11月25日  
健発1125第6号  
薬食発1125第7号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」の一部改正について

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）における予防接種法の改正により、本日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に氏名及び生年月日を含む副反応報告がなされることとなった。それに伴い、予防接種法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第129号）が本日公布・施行されたことから、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知。以下「通知」という。）を別紙のとおり改正することとした。ついては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に対して周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを記されたい。なお、改正の概要は下記のとおりである。

また、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

## 記

### 1 概要

通知の1（1）に定める報告について、以下のとおり報告先を機構に変更すること。なお、1（9）に定める報告については、従前どおりとすること。

旧 FAX 番号：0120-510-355（厚生労働省健康局結核感染症課）  
→ 新 FAX 番号：0120-176-146（機構）

## 2 施行期日

この改正は、平成 26 年 11 月 25 日から施行すること。